

[事案 27-28] 据置保険金引出無効請求

・平成 27 年 8 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

無断で据置保険金が引き出されていたとして、本来あるべき据置残高と利息の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 7 月に契約した保険の満期保険金等を平成 8 年 7 月に据置金としたが、以下の理由により、本来あるべき据置保険金と利息を支払ってほしい。

- (1)平成 13 年 4 月に据置金の引出請求をすると、保険会社発行の自分名義の生保カードで平成 9 年 2 月、同年 10 月に引出しがなされており、その残額だけが支払われた。
- (2)しかし、同カードは、自宅金庫内で保管して取り出したことはなく、金庫のダイヤル番号は自分と配偶者しか知らなかったため、本件引出は同カードを利用することなく行われた保険会社の者による不正な引出しである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)当社は、カードでの引出しがなされた都度「利用のお知らせ」を送付していること、残額の引出請求書に記載された額が僅少であることを認識できる状況下で、申立人は特段の異議を述べずに、残額請求をしていることなどからすると、申立人はカードによる引出しを了知していたと思われ、本件引出は、申立人もしくは申立人の了解を得た者がカードを使用して行なったと推認される。
- (2)仮に申立人に無断でカードを使用して本件引出が行なわれたとしても、カードによる引出しは債権の準占有者に対する弁済（民法 478 条）として有効である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、書面の記載からは明らかではなかった申立人の主張の内容、本件カードの利用申込み、同カードの保管・利用状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、カードの利用記録を保険会社内で改ざんすることは考えにくく、本件引出が本件カードによるものではなかったとする特段の事情があるとまではいえないので、本件引出は、本件カードを利用したものと認めるのが相当といえること、また、仮に無断で本件カードが使用され本件引出がなされたとしても、保険会社は、無権限者による据置保険金の引出しを排除し得るよう注意義務を尽くしており、仮に申立人に無断で本件カードが使用され本件引出がなされたとしても、本件引出は有効であると認められること、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。